

わかやま さんぱい

VOL. 37

2017年新春号



癒しの県 和歌山



一般社団法人
和歌山県産業廃棄物協会

目 次

1 ごあいさつ	
① 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会会長	武田 全弘 2
② 和歌山県知事	仁坂 吉伸 3
③ 和歌山市長	尾花 正啓 4
④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課長	楠山 隆 5
2 行政ニュース	
① 第4次和歌山県廃棄物処理計画を策定 6
② 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の改正についてのお知らせ 9
③ 「災害時の石綿飛散防止対策」について 13
④ ノロウイルス食中毒・感染症の予防について 15
3 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会理事会	
平成28年度第2回・第3回理事会 16
4 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動	
① 行政懇話会 17
② 安全衛生活動事業 18
③ 収集運搬部会 20
④ 建設廃棄物部会 22
⑤ 電子マニフェスト操作体験セミナー 23
⑥ 不法投棄防止海上パトロール 24
⑦ 第22回親睦ゴルフコンペ 25
⑧ 災害廃棄物処理研修会 26
⑨ 青年部会活動 29
5 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係	
① 会議報告 32
② 全国産業廃棄物連合会政治連盟 32
③ 全国正会員事務局責任者会議 33
④ 近畿地域協議会 33
⑤ 第15回産業廃棄物と環境を考える全国大会 34
6 事務局だより・情報コーナー	
① 平成28年度環境大臣表彰及び緑十字賞の受賞について 35
② 産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の策定について 36
③ 災害廃棄物処理に対する取り組み 40
④ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会 42
⑤ 許可期限のお知らせ 43
⑥ 会員ニュース 44
⑦ 新入会員の紹介 45
⑧ 協会への入会の勧誘 46
⑨ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い 47
⑩ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について 48
7 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の平成28年主要事業・行事 50
8 編集後記 52

新年のごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会

会長 武田全弘

新年明けましておめでとうございます。

会員各位には、輝かしい初春を迎えたこととお慶びを申し上げます。

昨年は、全国各地において台風、地震、豪雨等大規模災害が発生し、甚大な被害が発生しました。被災された方々には、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧・復興されますことをご祈念申し上げます。

昨年4月の熊本地震の際には、義援金の拠出をお願いしましたところ、会員各位のご理解を頂き、200万円のご净財が集まり、6月30日に和歌山県に預託いたしました。各位のご理解とご協力にお礼申し上げます。11月10日に熊本県益城町の現地を視察いたしましたが、解体工事や廃棄物処理がまだまだ進んでおらない状況でありました。

さて、平成28年の和歌山県は朗報が盛り沢山ありました。ご案内のとおり、まず我々協会の顧問をお願いしている鶴保庸介参議院議員が通常選挙において、県民の総意を得て他候補の追随を許さず、最高の得票を獲得し当選されました。自由民主党「産業・資源循環議員連盟」の会長代行として、大いにご指導いただけるものと期待しております。ご協力いただいた会員各位には、心から感謝申し上げます。更に、二階俊博衆議院議員には、自由民主党幹事長の要職に就任されました。加えて、鶴保庸介参議院議員が内閣府特命担当大臣に、世耕弘成参議院議員が経済産業大臣にそれぞれ初入閣されました。我々県民にとって大変喜ばしいことであり、心から誇りに思う次第であります。

また、平成16年に世界遺産登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」の周辺史跡が追加登録されたことも忘れない朗報であります。

我々業界は、見直し法改正に対して、昨年、全国産業廃棄物連合会から、29項目の要望を環境省に提出し、業界の地位向上に腐心しているところであります。

和歌山県産業廃棄物協会は、本年が法人化30周年となりますので「記念大会」を計画しております。追ってご案内いたしますので是非全会員のご参加をお待ちしております。

本年も昨年に統いて、労働災害の減少に取り組んでいただきますようお願いし、各位のご健勝とご繁栄を祈念して年頭の挨拶と致します。

新年のごあいさつ



和歌山県知事 仁坂吉伸

新年あけましておめでとうございます。

県民の皆さんには清々しい気持ちで新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の武田会長をはじめ、役員、会員の皆さんには、平素より廃棄物行政の推進に格別のご協力を賜っておりますことに対しまして厚く御礼申し上げます。

さて、本県の産業廃棄物の状況については、平成26年度実績で、産業廃棄物の排出量が3,700千トン、再生利用率が66%、最終処分量が131千トンとなっており、平成23年度に策定した第3次和歌山県廃棄物処理計画からみて、排出量及び再生利用率は概ね目標達成の見込みですが、最終処分量の目標達成は困難な状況になっています。

県では、新たに平成28年度から第4次和歌山県廃棄物処理計画を策定しており、持続可能な循環社会の実現を目指して、平成32年度の産業廃棄物最終処分量を100千トンに目標を定めることとしていますので、会員の皆さんには、廃棄物の処理に関する情報収集や研究などにより、更なる処理技術の向上と適正処理の推進をお願いします。

和歌山県の昨年を振り返りますと、郷土に誇りと自信を持った素晴らしい一年となりました。NHK大河ドラマ「真田丸」の放映、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録や崇高な捕鯨文化にまつわるストーリー「鯨とともに生きる」の日本遺産認定、赤ちゃんパンダの誕生、そして、紀の国わかやま国体で大いに活躍した本県代表選手のリオデジャネイロオリンピックでのメダル獲得など、県民に大きな感動と喜びを与えてくれました。こうした話題豊富な本県に、国内外から多くの観光客が訪れ、その数も年々増加しています。

こうした流れをとどめることなく、更にステップアップし、元気な和歌山を実現させるためには、人口減少、加速する経済・社会のグローバル化、情報通信技術の進歩などの変化に適切かつ迅速に対応していくかなければなりません。そして、時代に乗り遅れることなく、チャンスを確実に掴む必要があります。

県では今、多くの方々の意見をお伺いしながら、新しい「和歌山県長期総合計画」の策定作業を進めているところです。これは、平成29年度から10年後の未来を見据えた「めざす将来像」を示し、その将来像の実現に向けて取り組む施策の基本的な方向を明らかにするものです。また、今年の新政策は、その計画の初年度をなすものであります。しっかりと10年後の夢と希望を抱ける和歌山県が目に浮かぶように、そのはじまりの年として、明るい展望を持って力強い一步を踏み出します。

和歌山県には、先人が地理的な不利を克服し、数多くの難局に直面しても、それを見事に乗り越えてきた歴史があります。また、農林水産業や商工業において新しい技術を生み出す豊かな発想力と、それを全国に発信する積極性で、様々な分野において社会をリードしてきました。

折しも知事に就任して10年が経過しました。これまで県民の皆さんのご意見をよく聞くことを心がけ、矢継ぎ早にあらゆる施策を講じてまいりました。こうして全ての県民の皆さんと築き上げた和歌山県は新時代を迎えつつあります。和歌山の本当の良さや底力は「人」にあります。未来への投資がゆるぎないものとなるよう、明日が今日よりいい日になるよう、引き続き気合いを入れて頑張ってまいります。皆が「力」を一つにして、さらに前へ進みましょう！

新しい年が、貴協会の皆さん、県民の皆さんにとって良い年になりますよう心からお祈り申し上げ年頭のごあいさつといたします。

新年のごあいさつ



和歌山市長 尾花正啓

新年あけましておめでとうございます。

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

和歌山県産業廃棄物協会の皆様方には、日々産業廃棄物の適正処理の推進や資源循環の促進などに努めていただいていることに加えまして、毎年、浜の宮ビーチにおけるクリーンアップキャンペーンや、不法投棄防止巡回パトロール、海上パトロール等に取り組んでいただき、心から感謝申し上げます。

さて現在、和歌山市では、若者世代の市外流出や出生率の低迷が続き、人口減少、少子高齢化が進んでおり、将来にわたって社会保障などを安定して提供し、都市機能を維持するためには人口減少に歯止めをかけていく必要があります。そのため、和歌山市の魅力や強みを広く市外に発信しつつ、本市の都市力に磨きをかけ、きらりと輝く住みたいまちとして選ばれる和歌山市を実現していきたいと考えています。

その実現に向けて、様々な取り組みを加速しています。中でも「安定した雇用を創出し、産業が元気なまち」に関する取り組みについては、市内への和歌山県立医科大学薬学部をはじめとする3大学の誘致や、本市への積極的な企業誘致を行っています。加えて、今ある市内の地域ブランドを確立させ、需要拡大や生産性の向上を狙い、さらには女性の雇用対策を推進し、増加し続ける海外観光客のニーズに積極的に対応していくなど、多角的に展開しているところです。

今後、産業が拡大し、都市機能が充実していく中で、廃棄物の発生を抑制しつつ、廃棄物を適正に処理し、再利用する循環型社会の形成に向けた取り組みが必要です。その一環として、平成28年度は、清掃センターへ直接搬入されるごみのうち、リサイクル可能な資源物を分別するためのストックヤードの実施設計を行っています。また、これまで混合収集していた紙・布の別回収を実施するとともに、分別収集していたプラスチック製容器については、ごみ処理費用の削減や焼却による発電量の増加に向け熱回収に移行する等、循環型社会の形成に向け、積極的に取り組んでいるところですので、今後とも皆様方のご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々のご発展と、本年が会員皆様の更なる飛躍の年となるよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

2017.1

新年のごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部

生活環境課長 楠山 隆

平成29年の年頭に当たり、皆様におかれましては、清清しい新年を迎えてられましたことと心からお慶び申し上げます。

また、皆様には、平素から環境保全活動に格段のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県における廃棄物処理法違反事件の検挙は、毎年、50件前後と高水準で推移しており、今後も悪質・巧妙な事犯の発生が懸念されるところです。

環境事犯は、有害物質により県民の健康を脅かしたり、地域の生活環境を破壊するほか、原状回復には長期間を要する事犯もあることから、未然防止はもちろん、早期把握、早期措置による被害の拡大防止がきわめて重要であります。

県警といたしましては、県民の健康に重大な被害を及ぼす事犯、著しく環境を破壊する事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯を中心に取締りを強化するとともに、効果的な広報・啓発活動に努め、関係機関と連携を図りながら和歌山の豊かな自然を保全し、県民生活の安全・安心を守るために取り組んで参ります。

皆様におかれましても、引き続きご支援・ご協力をお願い申し上げます。

終わりになりましたが、貴協会の益々のご発展と皆様方のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

2 行政ニュース

2-① 第4次和歌山県廃棄物処理計画を策定

計画期間：平成28年度から平成32年度

廃棄物処理計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5により都道府県に策定が義務づけられている。

- ・廃棄物に関する課題を解決するための基本方針、取り組みの方向、目標、施策等を国の基本方針に即して定める。
- ・県民の生活環境の保全、県内産業の健全な発展を目指す。
- ※排出量、再生利用率、最終処分量について数値目標を設定

現計画(第3次)の数値目標達成状況

- ・一般廃棄物の排出量並びに産業廃棄物の排出量及び再生利用率は概ね目標達成の見込み
- ・一般廃棄物の再生利用率及び最終処分量並びに産業廃棄物の最終処分量は目標を達成できない見込み

項目	単位	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27年度 目標値	目標達成 見込み
一般廃棄物排出量	千t	388	381	383	364	366	○
一般廃棄物再生利用率	%	14	14	14	14	25	×
一般廃棄物最終処分量	千t	52	49	52	46	38	×
産業廃棄物排出量	千t	3831	3722	3719	3700	4188	○
産業廃棄物再生利用率	%	64	65	67	66	60	○
産業廃棄物最終処分量	千t	160	155	176	131	100	×

3次計画からの主な改正ポイント

方向1 廃棄物の排出抑制を推進し、適正な循環的利用が行われる社会システムの構築

- ・3Rの中で優先順位が高い「2R（リデュース・リユース）の取り組みの強化」を記載
- ・リサイクル制度の進展を踏まえて「小型家電リサイクル法の推進」を追記
- ・低炭素社会の実現にも配慮するため「熱回収の推進」を追記
- ・再生利用及び熱回収の効率化の観点でも「広域処理の推進」を追記

方向2 広域的な適正処理の推進及び県内処理を充実し環境への影響を低減

- ・「大阪湾フェニックス区域内では、次期最終処分場の確保が喫緊の課題」を記載
- ・産業廃棄物処理体制の整備について、「産業廃棄物処理業者優良認定制度等の推進、電子マニフェストの普及」を追記

方向3 監視・指導・取締を強化し、不法投棄等の不適正処理を撲滅

- ・不法投棄監視体制の強化に加えて「海岸漂着物対策」を追記

方向4 災害廃棄物対策を推進

- ・県災害廃棄物処理計画の実効性確保を追記

計画の数値目標

【一般廃棄物】

(単位:千t/年)

	予測値	国の基本方針に基づく目標	目標値
	H32	H32	H32
排出量	353	335	335
再生利用率	13%	27%	20%
最終処分量	45	42	38

【産業廃棄物】

(単位:千t/年)

	予測値	国の基本方針に基づく目標	目標値
	H32	H32	H32
排出量	3,809	3,834	3,809
再生利用率	66%	56%	66%
最終処分量	134	153	100

第4次和歌山県廃棄物処理計画 の施策体系

◎基本方針
資源循環社会の実現
～天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会の実現～

目標達成のための取り組み

- 廃棄物情報の積極的な収集と提供
- 各種リサイクル法の周知のための啓発の実施
- 環境保全を含めた循環型社会推進の啓発の実施
- NPO等民間団体との連携
- 排出抑制及び再使用の推進
- 環境ビジネスの育成及び再生品利用の向上
- 各種リサイクル法の円滑な施行・取り組みの推進
- 熱回収の推進
- 大阪湾フェニックス計画の推進
- 紀南地域における公共開与による最終処分場整備事業の推進
- 一般廃棄物処理施設の確保
- 産業廃棄物処理体制の整備
- OPCB廃棄物が策
- 感染性廃棄物適正処理の推進
- その他特別管理廃棄物適正処理の推進
- 警察・行政機関・県民の連携による監視体制の強化
- 生活環境保全上の支障の除去
- 適正処理の推進
- 災害廃棄物処理計画の策定・見直し

目標

- ① 環境保全も含めた循環型社会構築に対する県民及び事業者意識の醸成
- ② 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び熱回収の推進
- ③ 適正処理推進のための廃棄物処理体制の整備
- ④ 特別管理廃棄物の適正な保管・管理処理の推進
- ⑤ 不法投棄等不適正処理対策の充実
- ⑥ 災害廃棄物対策の推進

取り組みの方向

- ① 廃棄物の排出抑制を推進し、適正な循環的利用が行われる社会システムの構築を図る
- ② 広域的な適正処理の推進及び県内処理を充実し環境への影響を低減する
- ③ 監視・指導・取締を強化し、不法投棄等の不適正処理を撲滅する
- ④ 災害廃棄物への対応

課題

- ① 一般廃棄物の排出量の多さと再生利用率の低さ
- ② 廃棄物処理施設の不足と県外処理への依存
- ③ 依然として無くならない不法投棄等
- ④ 災害廃棄物への対応

2-② 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する 条例施行規則の改正についてのお知らせ

平成 29 年 1 月 和歌山県 循環型社会推進課 廃棄物指導室

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（以下「条例」という。）の施行規則（以下「施行規則」という。）が改正され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されます。

1 条例について

■施行日

平成 21 年 4 月 1 日

■条例の目的

県民の生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は災害を発生させるおそれのある産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保することを目的としています。

■条例の主な内容（土砂等の埋立て等に関する内容のみ掲載）

- ① 土壌基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止する。
- ② 土砂等の埋立て等による崩落等を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ③ 土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 3,000 平方メートル以上であるもの（以下「特定事業」という。）を知事の許可制としている。
- ④ 当該許可を受けようとする者は、施行規則で定めるところにより、特定事業区域内の表土が土壌基準に適合していることを証する書面を知事に提出しなければならない。
- ⑤ 特定事業が施工されている間、定期的に、特定事業の区域内の水質検査又は土壌検査をおこない、水質基準又は土壌基準に適合していることを証する書面を報告しなければならない。
- ⑥ 特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、かつ、搬入しようとする土砂等の量が 4,000 立方メートルごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面を添付して知事に届け出なければならない。

※注 知事は、土砂等の埋立て等に土壌基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあり、又は土砂等の埋立て等に供する区域内の浸透水が水質基準に適合しないおそれがあり、生活環境の保全上又は生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等をした者等に対し、土壌の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置等を講ずべきことを命ずることがある。

2 今回の施行規則改正について

■改正の概要

表 1 のとおり条例の土壌基準及び水質基準に項目に追加します。

表1 施行規則の改正により土壤基準及び水質基準に追加する項目(平成29年4月1日施行)

基準名	追加項目	基準値	測定方法
土壤基準	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミクログラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
	1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミクログラム以下	環境基準告示付表7に掲げる方法
水質基準	1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミクログラム以下	環境基準告示付表7に掲げる方法

■改正の理由

環境省が「土壤の汚染に係る環境基準」にクロロエチレン及び1,4-ジオキサンを追加(平成28年3月29日環境省告示第30号)したこと、及び「水質汚濁に係る環境基準」に1,4-ジオキサンを先に追加(平成21年11月30日環境省告示第78号)していることを踏まえ、条例の土壤基準及び水質基準についてもそれに準じて項目を追加します。

■改正に係る事務取扱いについて

今回改正した施行規則は平成29年4月1日から施行されます。なお表2の①から④までの各検査の「判断の基準となる日又は期間」が、平成29年4月1日以降となる場合(④については平成29年4月1日をまたぐ場合も含む)には、改正後の土壤基準・水質基準が適用されますので注意してください。

表2 施行規則の改正に係る検査内容及び判断の基準となる日又は期間(平成29年4月1日施行)

検査の内容	判断の基準となる日又は期間
① 特定事業許可申請書に添付する特定事業の区域内の表土の土壤検査	申請日
② 特定事業において定期的に実施する特定事業に使用された土砂等の汚染状況を確認するための土壤検査・水質検査	特定事業を開始した日から起算して6月ごと(一時堆積事業については3月ごと)となる日
③ 特定事業を完了し、又は廃止したときに実施する土壤検査・水質検査	特定事業の完了日又は廃止日
④ 土砂等搬入届出書に添付する搬入しようとする土砂等の土壤検査	土砂等の搬入期間

■土壤基準及び水質基準

改正後の土壤基準及び水質基準は、表3及び表4のとおりです。

■お問い合わせ

- ・和歌山県循環型社会推進課廃棄物指導室(073-441-2681)
- ・和歌山県内の県立保健所(新宮保健所串本支所含む)

表3 土壌基準（規則別表第1（第7条、第11条、第16条、第21条関係））

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7a)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	検液中濃度に係るものにあっては、規格K0102の61に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
H29.4.1 から追加	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタノン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタノン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふつ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は34.1c(注(6)第3文を除く。)に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表6に掲げる方法
H29.4.1 から追加	ほう素	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1,4-ジオキサン	環境基準告示付表7に掲げる方法
備考		

1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあっては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「土壤基準告示」という。）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

2 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

表4 水質基準（規則別表第2（第8条、第20条関係））

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	規格 K0102 の 55. 2、55. 3 又は 55. 4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38. 1. 2 及び 38. 2 に定める方法、規格 K0102 の 38. 1. 2 及び 38. 3 に定める方法又は規格 K0102 の 38. 1. 2 及び 38. 5 に定める方法
有機磷	検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法
鉛	1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	1リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格 K0102 の 65. 2 に定める方法(ただし、規格 K0102 の 65. 2. 6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0102 の 61. 2、61. 3 又は 61. 4 に定める方法
緑水銀	1リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
四塩化炭素	1リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1 又は 5. 3. 2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	1リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
チウラム	1リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	1リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオペンカルブ	1リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
セレン	1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0102 の 67. 2、67. 3 又は 67. 4 に定める方法
ふつ素	1リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 K0102 の 34. 1 若しくは 34. 4 に定める方法又は 34. 1c) (注(6)第3文を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	1リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 K0102 の 47. 1、47. 3 又は 47. 4 に定める方法
1,4-ジオキサン	1リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	環境基準告示付表7に掲げる方法

H29. 4. 1
から追加

備考

- 1 この表の項目の欄中「有機磷」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 2 この表の基準値の欄中「検出されないこと。」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 土壌基準告示付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2-③ 「災害時の石綿飛散防止対策」について

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

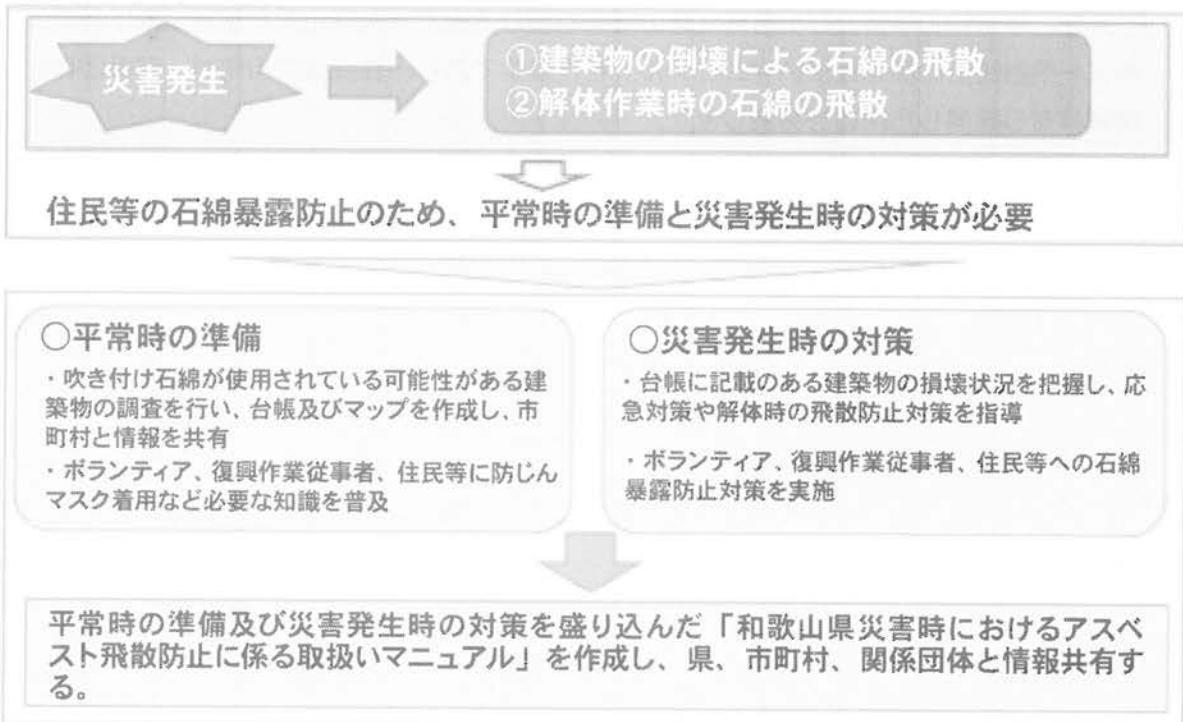
石綿製品は、その耐火性能の高さ等から建築物・工作物に多く使用されてきましたが、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、新たな石綿製品の製造・使用等が禁止されています。しかし、建築材料として現在多くの既存建築物等に存在しています。

地震や洪水等の災害が発生した際に、これらの石綿が建築物の倒壊や建築物の解体作業時に飛散することが懸念されます。

石綿繊維を吸い込み、石綿が肺に蓄積されると、約15～50年の潜伏期間を経て、中皮腫や肺がんなどを引き起こす可能性があり、現実に阪神淡路大震災時に建物解体作業に従事した労働者が中皮腫を発症し、労災認定を受けています。

これらを踏まえ、災害時において、周辺住民、復興作業従事者、災害ボランティアなどが石綿を吸い込むことがないよう、平常時の準備と災害発生時の対策の両面が必要となり、和歌山県では以下の取り組みを実施しています。

◇石綿飛散防止対策



1 平常時の準備

平常時の準備としては、著しく飛散性が高い吹付け石綿が使用されている可能性がある建築物の調査を今年度実施し、その結果を基に台帳及びマップを作成し、市町村と情報共有するとともに、建築物所有者に、建築物の解体等において適切な対応が取れるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供します。

また、災害ボランティア、復興作業従事者、住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施しています。

2 災害発生時の対策

災害発生時の対策としては、市町村と協力し、台帳に記載のある建築物の損壊状況の把握を行うとともに、建築物の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導します。

また、災害ボランティア、復興作業従事者、住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知します。

3 マニュアルの作成

現在、平常時の準備及び災害発生時の対策を盛り込んだ「和歌山県災害時におけるアスベスト飛散防止に係る取扱いマニュアル」を作成中であり、作成後は市町村、関係団体と情報共有し連携した体制を構築します。

2-④ ノロウイルス食中毒・感染症の予防について

予防のポイント

- 1 十分に加熱すればウイルスをやっつけることができます。
食品の中心までしっかり加熱（中心温度85～90℃で90秒間以上）しましょう。また、使用した調理器具も熱湯又は塩素系漂白剤で消毒しましょう。
- 2 石けんで手をよく洗いましょう。
トイレの後、調理をする際、食事の前は、必ず石けんで特によく手を洗いましょう。手洗いの後、使用するタオルは清潔なものを使用しましょう。
- 3 おう吐物を処理する際は、注意しましょう。
おう吐物に含まれるウイルスが手などを介して感染してしまう可能性があります。直接手で触れないよう、使い捨ての手袋などを使って取り除きましょう。取り除いたあとは、塩素系漂白剤で消毒し、処理後は、よく手を洗いましょう。

ノロウイルスによる食中毒・感染症

- 主な症状 おう吐、下痢、腹痛、発熱など
- 潜伏期間 平均1～2日
- 発生時期 11月～3月にかけて多く発生
- 特徴 食品中では、増殖せず、人の腸管内で増殖する。
少量(10～100個)で感染し、発症率が高い。
食品中で増殖しないため、食品の鮮度に関係なく感染する。
感染者がすべて発病するわけではありません。
- 感染経路 ○発症者のノロウイルスが大量に含まれるおう吐物や便に触れた手によって、口に運ばれて感染する場合
○家庭や共同生活などヒト同士の接触する機会が多いところでヒトからヒトへ飛沫感染等直接感染する場合
○食品を取り扱う人がウイルスに感染し、その人を介して汚染した食品を食べた場合
○汚染されていた二枚貝を、生あるいは十分に加熱調理しないで食べた場合
○ノロウイルスに汚染された井戸水等を消毒不十分で摂取した場合

感染するとどうなるか？

- 感染してから1～2日後に激しい吐き気やおう吐、下痢、腹痛、発熱が生じます。
- ひどい下痢がつづいた場合は、脱水症状になることがあります。
- 症状は、3日程で治まりますが、便には2週間ほどウイルスが含まれますので、発症者はよく手を洗い、他の人にうつさないよう注意しましょう。



和歌山県環境生活部
県民局食品・生活衛生課
TEL 073-441-2624 / FAX 073-432-1952
「食の安全・安心わかやま」
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/index.html>

③ 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会理事会

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

平成28年度第2回理事会及び常任理事会

開催日：平成28年8月19日（金）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は協会会議室）

議 案：①各支部長・部会長・委員長等の委嘱について

②安全衛生推進委員会規約の一部改正について

③第15回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の開催について

④新入会員及び退会会員承認の件について

⑤会報の発行について

⑥会員名簿の作成について

⑦安全衛生活動事業について

⑧第22回親睦ゴルフコンペの開催について

⑨第2回海上パトロールの実施について

⑩頒布物の送料について

⑪次回理事会の開催日程について

⑫その他

について協議のほか、19件の報告がありました。



平成28年度第3回理事会及び常任理事会

開催日：平成28年11月18日（金）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は協会会議室）

議 案：①全産廃連新年賀詞交歓会（1月13日 明治記念館）について

②新規正会員・賛助会員の勧誘促進について

③新入会員及び退会会員承認の件について

④支部研修会の開催及び日程について

⑤県外視察研修会の開催について

⑥会報の発行について

⑦法人名称の変更に係る検討について

⑧事務局の年末年始の業務について

⑨次回理事会の開催日程について

⑩その他

について協議のほか、19件の報告がありました。



4 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動

4-① 行政懇話会

産業廃棄物業界と和歌山県、和歌山市の関係行政との意見交換会として、平成28年度の行政懇話会を8月25日（木）酒直ビル3階会議室において開催しました。ご多忙な折にもかかわらず、和歌山県循環型社会推進課の堀課長、矢田班長、山田班長、同廃棄物指導室の平林室長、和歌山市産業廃棄物課の原田課長、久保副主任のご臨席を頂き、当協会からは武田会長、目良副会長、井川副会長、貴志副会長、松田副会長及び事務局2名が出席し、以下のテーマについて意見交換を行うとともに当協会からの要望等を伝えました。

【懇話会のテーマ】

- (1) 災害廃棄物処理について<継続>
- (2) 「和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱」について <継続>
- (3) 廃棄物処理法の改正に伴う見直しに対する全産連からの要望意見の提出について
- (4) 無料回収業者に対する行政指導について
- (5) 排出事業者に対する指導の強化について
- (6) その他
 - ・収集運搬車両に対する検問の実施について
 - ・不法投棄防止用小型監視カメラの設置について
 - ・放置自動車の撤去について



4-② 安全衛生活動事業

安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生活動事業の一環として次のとおり、リスクアセスメント推進研修会及び相互安全衛生パトロールを実施しました。

(1) 安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会）

開催日時：平成28年10月4日（火）13：30～16：30

開催場所：プラザホープ3階 1, 2, 3会議室

講 師：一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 安全衛生促進委員

吉村 享氏、峯尾 登氏、山田 繁樹氏、酒本 吉伸氏

参加者数：21名

研修内容：事業場内におけるリスク（危険性又は有害性）を事前に把握（調査・評価：アセスメント）し、そのリスクを除去することで職場内を安全かつ快適なものにしようとするもので、リスクアセスメントの実施方法について講義を受け、実務演習を行いました。

○講義1 …… 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性

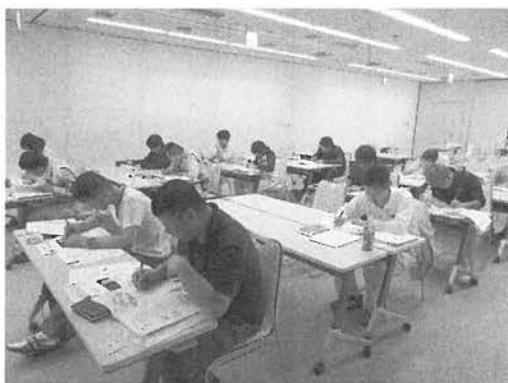
○講義2 …… リスクアセスメントの基本と実施に向けて

○実務演習 … リスクアセスメントの体験

（廃棄物処理現場のリスク見積り事例）



武田会長開会挨拶



実務演習



実務演習（グループ討議）



修了証交付

(2) 相互安全衛生パトロール

平成28年11月2日に紀北支部、8日には紀南支部のあわせて4事業所の中間処理施設等で実施し、労働基準監督署担当官及び労働安全アドバイザーから、現場施設の管理及び作業等に関する注意点等種々の指導を受けました。その中で、良かった点・検討を要する点を紹介します。

◇良かった点

○車両の稼働範囲は、きれいに清掃されていました。	○定期的に、じん肺検診を実施していました。
○フォークリフトの運転者は、周囲を確認し運転していました。	○場内の取替用アタッチメント等の整理整頓が行き届いていました。
○粉碎機に運転席が設置され、作業者はマスクを着用していました。	

◇改善を検討して欲しい点

○重機、フォークリフトによる挟まれや衝突による周辺作業者の災害防止対策を行ってください。 ⇒重機等稼働時の運行及び待避ルールを取り決め、文書化し、機会あるごとに伝達してください。
○ベルトコンベアーベルト及びブーリーに囲いがありません。 ⇒作業場内の通路等での巻き込まれや激突による労働災害事故防止のため、接触防止用カバー等の設置を検討してください。
○車両系建設機械（解体用つかみ機）について、特定自主検査を実施して下さい。
○作業に従事する労働者がその作業位置を離れる事なく操作できる位置に非常停止装置（動力遮断装置）の設置を検討してください。
○緊急時の連絡体制（労働災害発生時等の緊急時に異常事態の発生を周囲の労働者に伝達することができ、かつ、異常事態の発生を察知した労働者によって即座に機械設備の運転を停止することのできる体制）を整備するため、スピーカー、ブザーなどの設置を検討してください。
○天井クレーンの誤操作防止のため、運転者の見やすい位置に方向表示の取付けを検討してください。また、取替用アタッチメント等の玉掛け用ワイヤーロープの点検を行い、色テープ等で分けることを検討してください。
○保護具（防じんマスク、耳栓、ゴーグル）の着用を徹底してください。また、木質系の粉じん対策としても防じんマスクの着用を検討してください。
○解体用機械と廃材等持ち込み者（第三者）の接触防止措置を検討してください。 ○がれき破碎後のダンプトラックへの積み込み作業や集積場への運搬作業の場所の周辺が一般車両の駐車場となっています。 ⇒一般車両等との接触事故を防止するための対策を検討してください。また、ダンプトラック等のバックブザーの設置も検討してください。

4-③ 収集運搬部会

不法投棄防止巡回パトロール（高野町周辺及び田辺市周辺）

収集運搬部会では、平成28年6月8日に和歌山市内を中心に不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、不法投棄された一般廃棄物と思われる廃家電製品等の撤去を行いました。

和歌山市周辺の巡回パトロールに引き続い、第2回目は高野町周辺、第3回目は田辺市周辺の不法投棄防止巡回パトロールを行い、回収可能な範囲で撤去作業を行いました。なお、谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

1 高野町周辺

(1) 実 施 日：平成28年9月5日（月）

(2) 参 加 者：24名

赤井工業株	2名	㈱ヴァイオス	2名	㈱岸化学	1名
㈱紀洋	1名	㈲協和運輸	2名	小椋リビングクリーン㈱	1名
西洋環境開発㈱	1名	大栄環境㈱	2名	㈲武田造園	1名
㈲バッキーズ	1名	㈱福西工務店	1名	㈱三高産業	2名
㈱明光	2名	㈱吉建	1名	橋本保健所	1名
高野町役場	1名	産廃協会	2名		

(3) 巡回コース：伊都郡高野町花坂不動尊前（集合）→大門→奥の院→高野龍神スカイライン
→護摩山スカイタワー→高野龍神スカイライン→相ノ浦地区
→高野町塵芥処理センターへ撤去物の搬入→伊都郡高野町花坂不動尊前（解散）

(4) 使用車両：2tダンプ車1台、軽トラック4台、乗用車7台 計12台

(5) 撤去した物：廃タイヤ、廃プラ、金属くず、木くず、布団、マットレス、缶、びん、ペットボトル、その他一般ごみ

(6) 撤去した量：軽トラック4台分程度

(7) 撤去場所等：国道480号線沿い町石道合流点付近道路脇及び高野町内高野龍神スカイライン沿い道路脇



2 田辺市周辺

(1) 実 施 日：平成28年9月21日（水）

(2) 参 加 者：25名

㈲柏木商店	1名	㈱共栄建設工業	1名
㈱清本組	2名	㈲クリーンセンター・ケイ・エム・ケイ	3名
㈲国辰商事	2名	㈲志場商店	2名
㈲日置川清掃	2名	㈱吉田組	2名
和歌山県再生資源事業協同組合	1名	和歌山県資源開発協業組合	1名
㈲ワコー産業	3名	田辺保健所	1名
田辺市役所	2名	産廃協会	2名

(3) 巡回コース：【往路】

扇ヶ浜海岸駐車場（出発）→明洋交差点右折→国道42号→国道424号→県道31号→国道42号→国道311号→国道311号大瀬トンネル入り口付近北側山道（収集）→国道311号→本宮町

【復路】

本宮町→本宮町本宮（収集）→国道311号→国道42号→田辺市ごみ処理場（収集廃棄物搬入）

(4) 使用車両：2tユニック車1台、2tダンプ車2台、1tトラック1台、軽トラック5台、乗用車3台 計12台

(5) 撤去した物：ドラム缶、トタン板、事務机、テレビ、貯水タンク、鉄くず、木くず、その他一般ごみ

(6) 撤去した量：1t トラック1台、軽トラック3台で、約730kg

(7) 撤去場所等：国道311号大瀬トンネル入口付近北側山道・本宮町本宮の2ヶ所



4-④ 建設廃棄物部会

－平成28年度建設廃棄物部会会議－

近畿地域協議会再生利用促進検討会議の委員として参加している当協会の目良副会長（建設廃棄物部会長）から同検討会議の活動状況の説明の後、以下の議題について協議しました。

また、昨年度から、建設副産物の物流状況等の試行モニタリングに協力して頂ける会員から再生碎石の在庫量等の情報提供を受け、当協会のホームページで情報公開していますが、さらに多くの会員の情報提供をお願いしました。

日 時：平成28年9月9日（金）13:30～15:00

場 所：酒直ビル3階 会議室

議 題：(1) (公社)全国産業廃棄物連合会建設廃棄物部会再生碎石分科会の設置について

(2) 再生碎石等在庫情報について

(3) 廃棄物処理法の見直しに関する全産連の意見について

(4) 労働災害防止計画について

(5) 中小企業等経営強化法について

(6) その他

①「ストレスチェック」実施促進のための助成金について

②がれきの処理における留意事項について

③消費税転嫁拒否等相談窓口について



目良建設廃棄物部会長挨拶



4-⑤ 電子マニフェスト操作体験セミナー

この体験セミナーは、インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用した操作体験（電子マニフェストの登録から処分完了報告まで）を行い操作性や電子マニフェスト利用のメリットを実感していただくことを目的とした無料体験セミナーです。

参加者はセミナー用に用意されたIDとパスワードを使用し、排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者のすべての立場となって、それぞれの入力方法を体験しました。

当協会では、初の電子マニフェスト操作体験セミナーの開催でした。

◇日 時 平成28年9月30日（金）14：00～16：00

◇場 所 和歌山商工会議所 パソコン教室（5階）

◇参加者数 11名

◇対象者 排出事業者及び収集運搬業者、処分業者のマニフェスト業務の実務担当者等

◇内 容 ■排出事業者の操作（新規登録）
■収集運搬業者の操作（運搬終了報告）
■処分業者の操作（処分終了報告）
■共通の操作（マニフェスト情報照会など）



4-⑥ 不法投棄防止海上パトロール

平成28年度第2回目（通算44回目）の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、不法投棄物の有無を確認しました。

○ 日 時：平成28年10月19日（水）

午前9時00分（出港）～午後1時30分（帰港）

○ 参加者：6名

和歌山県循環型社会推進課 1名

和歌山県廃棄物指導室 2名

和歌山市産業廃棄物課 1名

和歌山県産業廃棄物協会 2名



○ パトロールコース：

和歌山南港→大川港→矢櫃海岸（有田市）→衣奈周辺（由良町）→戸津井漁港沖合→白崎→下津港（方）→和歌山南港

○ パトロールの結果：

- ・前回（H28年6月）確認した田倉崎東側沿岸の崖崩れに伴う建設廃棄物等は整理されていた。
- ・加太港から大川港間の海岸では、前回より多くの漂着物と見られる廃棄物（プラスチック容器類・木くず）が確認できた。
- ・矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて若干の不法投棄物が確認できたが、前回に比べると減っていた。
- ・由良町衣奈周辺の海岸道路沿いの建設廃棄物は、前回に比べると減っていた。
- ・下津港道路沿いでは不法投棄物は今回確認されなかった。

○ パトロール結果の対応：

和歌山県及び和歌山市から関係機関への連絡及び対応をお願いしました。



[矢櫃海岸の現状]



[由良町衣奈周辺の現状]

4-⑦ 第22回 親睦ゴルフコンペ

平成28年10月20日（木）に朝日ゴルフクラブ白浜コースにおいて、第22回親睦ゴルフコンペ（チャリティーコンペ：平成28年度第2回）を開催しました。

当日は天候にも恵まれ、20社28名と多くの皆様に参加していただき、盛会裏に開催することができました。

また、プレー終了後は、各賞（1位～10位、以下5位ごと、当回賞、BB賞、ベストグロス賞）の表彰を行ないました。

第4回親睦ゴルフコンペからチャリティーコンペとして車椅子を寄贈していますが、今回は第15回目となり、由良町に車椅子を寄贈しました。

今後も皆様のご理解をいただき、続けていきたいと考えていますので、皆様の参加をお待ちしています。

1 結果（敬称略）

- 優勝：宮本 勝巳（株）保険ハートワン工房
- 2位：南 太敦（有）南クレーン
- 3位：須磨 徳裕（株）吉建
- 4位：清本 康友（有）クリーンセンター・ケイ・エム・ケイ
- 5位：村上 泰弘（有）クリーンセンター・ケイ・エム・ケイ
- 6位：中村 雄三（株）ナカミチ建機サービス
- 7位：瀧本 利生（有）国辰商事
- 8位：北 敏彦（株）吉田組
- 9位：赤井 靖（赤井工業株）
- 10位：花村 保（有）志場商店
- 15位：目良 知基（めらりサイクル株）
- 20位：宮本 瑞基（有）国辰商事
- 25位：根田 知樹（株）吉建
- 当回賞：峠 好紀（株）峠商店
- BB賞：神藤 信六（株）丸六
- BG賞：清本 康友（有）クリーンセンター・ケイ・エム・ケイ



2 車椅子贈呈（1台）

贈呈先：由良町

出席者：住民福祉課 班長 山本 恵子 氏



4-⑧ 災害廃棄物処理研修会

4月に発生した平成28年熊本地震では速やかな復旧・復興に向け、約195万トンに達する災害廃棄物の迅速な処理が求められています。当協会においても、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震、3連動地震及び台風や大雨等による風水害に伴う災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に処理するための事前の備えが必要です。

今回の研修会では、平成28年熊本地震の被災地を支援するために派遣された和歌山県循環型社会推進課の担当官を講師にお招きし、熊本地震における災害廃棄物処理の状況と課題及び今後の取組等について説明していただきました。

日 時：平成28年11月22日（火）13：30～15：10

場 所：プラザホープ2階 多目的室

参加者数：41名

研修内容：（1）平成28年熊本地震における災害廃棄物の処理について

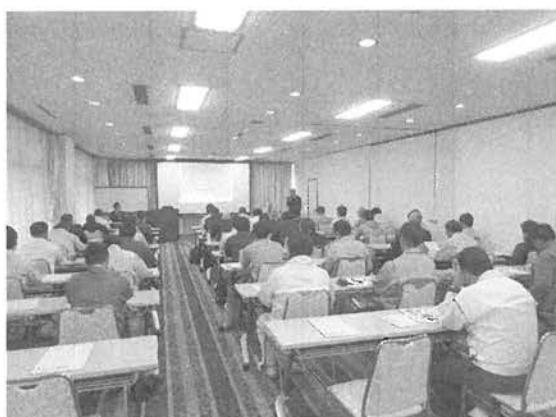
（2）その他



武田会長開会挨拶



和歌山県循環型社会推進課 稲内氏



修了証授与

和歌山県循環型社会推進課 稲内氏による講義の要旨

【平成28年熊本地震における災害廃棄物の処理について】

◇取組（支援）の内容

- (1) 一次仮置場の拡張又は新たな用地の確保
 - ・災害廃棄物発生量の見込みから処理方針の策定や仮置場確保の必要性を助言
 - ・現地の状況を踏まえ、町有地を中心に新たな仮置場用地の確保などの支援
- (2) 分別方法の整理と広報
 - ・受け入れる廃棄物の種類、受入時間の明確化、広報などを支援
(受入当初は、災害廃棄物であるか、分別された廃棄物であるかの確認が不十分)
- (3) 一次仮置場の管理運営
 - ・受入時の搬入ごみの中身の確認
 - ・廃棄物が分別されているかどうかの確認
 - ・レイアウトの検討（導線設定による渋滞緩和や作業の効率化）
 - ・夜間、休日の施錠（無断搬入や盗難の防止）
 - ・可燃物の滞留による火災予防（高さの抑制や切り返しなど）
 - ・災害廃棄物処理の記録作成（補助申請にも必要）
 - ・処理困難物の管理（隔離やシートかけなど）
 - ・場内案内や置場ごとの表示などの管理運営の改善
 - ・安全面の配慮（作業員のヘルメットや防塵マスクなどの着用）
- (4) 災害廃棄物対応人員の確保
 - ・熊本県が災害協定を結んでいる産業廃棄物協会の会員企業への一次仮置場の運営の委託や災害廃棄物担当課の増員により、町職員が災害廃棄物処理実行計画の作成などの復興に向けた業務に専念できる体制を構築するよう助言
- (5) 災害廃棄物処理実行計画作成の助言
 - ・災害廃棄物処理及び復興を速やかに進めるため、災害廃棄物処理方針の策定など災害廃棄物処理実行計画の作成を助言

◇取組（支援）の成果

(1) 仮置場の運営改善

新たな仮置場の確保はできなかつたが、場内整理の時間や災害廃棄物の搬出日を設けることにより、一次仮置場の運営が比較的スムーズになった。

(2) 分別意識の浸透

発災当初は、ごみの分別意識のなかつた搬入者にも次第に分別意識が浸透し、災害廃棄物の分別は徹底されていった。

(3) 仮置き場の管理

廃棄物の受入時や荷下ろし場での確認、夜間休日の施錠などがきちんと管理される

ようになった。

(4) 委託による負担の軽減

一次仮置場の運営は主に産業廃棄物協会会員企業が行うことにより、町職員の負担が軽減され業務効率が向上した。(町職員は仮置場の管理を担当)

◇留意事項

(1) 情報共有

発災後は、他自治体など多数の支援者がいるため、支援状況の把握と支援者を交えた定期的な情報共有が必要である。

(2) 一次仮置場用地の事前選定

被災の想定、運搬距離や道路の状況等を踏まえ、事前に仮置場候補地を複数選定しておくことが必要である。

(3) 市町村の災害廃棄物処理計画の策定

仮置場の確保、処理の方針や広報の方法など総合的な計画を事前に作成しておくことが重要である。

(4) 必要様式の事前準備

発災後は様々な雑務に忙殺されるため、一次仮置場での災害廃棄物の受入許可証などの必要となる書類は事前に必要事項や様式を検討しておくことが望ましい。

◇その他

(1) 収集運搬体制の確保

廃棄物処理施設の確保だけでなく、収集運搬についても、他自治体からの応援を含む体制の構築を事前に検討しておくことが望ましい。

(2) 仮置場候補地周辺への配慮

災害廃棄物仮置場に隣接して避難所や仮設住宅を設置せざるを得ない場合があり、被災後の各種用地確保にあたり、事前の調整（やむを得ない場合は入居者への事前説明などの配慮）が必要である。

(3) 情報提供

被災により、通常の広報手段が使えず必要な情報を伝えることが困難になる。情報が伝わりにくい中で、方針変更が繰り返されると不信感を生み、混乱や苦情の原因となるため、事前の準備、速やかな情報提供、周知の徹底が重要である。

4-⑨ 青年部会活動

○平成28年度第3回役員会

開催日：平成28年8月5日（金）

場 所：串本町「松すし」（和歌山県）

議 題：（1）各種委員会事業について（交流・研修）

（2）その他

○平成28年度第1回（交流・研修）委員会

開催日：平成28年10月6日（金）

場 所：協会会議室

議 題：（1）平成28年度青年部会視察研修について

（2）その他

○平成28年度第4回役員会

開催日：平成28年10月27日（木）

場 所：橋本市「堺屋」（和歌山県）

議 題：（1）WSK青年部研修事業について（交流・研修委員会）

（2）WSK青年部忘年会について（交流委員会）

（3）近畿ブロック賀詞交換会について（in 和歌山）

（4）その他

○近畿ブロック社会貢献事業

開催日：平成28年10月30日（土）

場 所：姫路城三の丸広場（兵庫県）

内 容：姫路城三の丸広場内で社会貢献事業の一環として環境学習が開催されました。

当時は近畿ブロック内の青年部やその家族など約80人が参加。和歌山県青年部からも多数参加して、姫路城周辺に季節の花を定植するなどの取り組みが行われました。参加した子供たちからは「自分が植えた花が姫路城周辺に置かれていると思うと嬉しい」という声がありました。その他、歴史体験学習として、語り部による姫路城の歴史案内が行われました。



○第7回カンファレンス

開催日：平成28年11月10日（木）

場 所：岡山プラザホテル（岡山県）

内 容：（1）CSサイト変更の経緯について

（2）部会長会議

○WSK青年部「研修・交流事業及び忘年会」

開催日：平成28年11月21日（月）

場 所：和歌山市内

内 容：和歌山青年部会の研修事業としてコマツ建機販売株で「重機DE実習」を開催しました。当日は15名の参加者が研修に参加し、重機のメンテナンスを熱心に学びました。また、その後交流会として「ボーリングDE交流」、忘年会を開催し、会員相互の親睦を図り加え、業運営の情報交換の場として、大変有意義な時間になりました。



挨拶する瀧本青年部会長



「重機DE実習」



青年部忘年会

青年部会員を募集しています！

私たちと共に、環境保全活動や研修事業などを通じて、産業廃棄物処理業界を盛り立てていませんか？青年部会では、会員・企業・従業員・男女を問わず広く募集していますので、是非とも多くの若き獅子達の参加を期待しています。ご希望の方は協会事務局までご連絡下さい。

【TEL：073-435-5600】

目的

本部会は部会員相互の融和親睦を図り、理解を深めると共に、廃棄物の適正処理及び再資源化に関する知識と教養を高め、将来、環境ビジネス経営における幹部としての使命遂行のための人格形成、並びに経営の合理化の推進発展向上を目的としています。

活動内容

情報交換の会合や研修会、環境保全活動、他県青年部会との交流会などを行います。

会 費 1名につき年額12,000円

会 員 数 31名（平成28年11月末現在）

5 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係

5-① 会議報告

○第31回理事会

開催日：平成28年10月12日（水）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 平成29年度「第16回全国大会」について

第2号議案 平成29年度全国正会員会長・理事長会議の開催について

<協議事項>

- (1) 平成29年度事業計画案の策定にあたって
- (2) 全国産業廃棄物連合会の名称変更について
- (3) 産業廃棄物処理業（廃棄食品 肥料化・飼料化）実地確認チェックリストの策定について
- (4) 次回理事会その他の日程について
- (5) その他

5-② 全国産業廃棄物連合会政治連盟

○平成28年度産業・資源循環議員連盟総会

開催日：平成28年10月12日（水）

場 所：参議院議員会館 地下1階B104号室（東京都）

出席者：会長

議 題：(1) 廃棄物処理法等の見直しに関する現状の状況について

(2) 建設廃棄物の更なるリサイクル推進について

(3) 業界団体幹部との意見交換

(4) その他

○第41回理事会

開催日：平成28年10月12日（水）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：(1) 第24回参議院選挙結果報告

(2) タスクフォース2について

(3) 中環審廃棄物処理制度専門部会検討状況

(4) その他（代議員、理事、監事の変更。 収支中間報告）

5-③ 全国正会員事務局責任者会議

開催日：平成28年7月29日（金）

場 所：アジュール竹芝 14F「天平の間」（東京都）

出席者：専務理事兼事務局長

議 題：（1）平成28年度事業運営について

（2）平成29年度電子マニフェスト運用支援業務について

（3）廃棄物処理法見直しの動き等について

（4）その他

5-④ 近畿地域協議会

開催日：平成28年10月14日（金）

場 所：スイスホテル南海大阪（大阪府）

出席者：37名（うち当協会5名）

議 題：（1）近畿地域協議会の開催地ローテーションの継続（案）について

（2）廃棄物資源循環学会第27回研究発表会について

（3）平成28年度第1回大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会について

（4）全国産業廃棄物連合会活動報告

（5）近畿地域協議会再生利用促進検討会議活動関連報告

（6）次回開催予定

（7）その他

5-⑤ 第15回 産業廃棄物と環境を考える全国大会

平成28年11月11日（金）に、ホテルグランヴィア岡山において、公益社団法人全国産業廃棄物連合会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、3団体の主催により『産業廃棄物処理業界における低炭素化』をテーマに開催され、当協会から5名が出席しました。

20世紀における大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会は、私たちの生活に多大な富と恩恵をもたらした半面、有害廃棄物や資源の涸渇化、地球温暖化などの地球規模の環境問題を発生させました。

現在、国においては、平成22年改正法施行から5年が経ち、地球温暖化対策も視野に入れた廃棄物処理法の見直しが進められており、また、処理の「受け手」から「創り手」に向けて、業界全体での取組も強く求められています。このため、産業廃棄物処理業界に対する社会的な要請と解決すべき課題はますます多様化しています。

今回の全国大会は、これら国内外の大きな流れを踏まえ、産業廃棄物処理業を取り巻く状況について、各界の皆様と一緒に考えることを趣旨として開催され、公益社団法人全国産業廃棄物連合会の石井会長の挨拶に続いて、平成28年度の循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰が行われ、25名が受賞されました。

引き続き、環境省産業廃棄物課長の中尾 豊氏から「廃棄物処理法の見直しについて」と題して基調講演が行われ、その後、「産業廃棄物処理業界における低炭素化について」をテーマに、低炭素社会創出促進協会の荒井真一氏がコーディネーターを務め、パネリストとして、環境省産業廃棄物課長の中尾豊氏、岡山県循環型社会推進課長の脇本靖氏、銘建工業株事業部長の坂本規氏、バイオディーゼル岡山株社長の岸政彦氏、（一社）岡山県産業廃棄物協会会長でタマタイ産業株社長の大塚雅司氏によるパネル討論会が行われました。地球温暖化対策に関するパリ協定が11月4日に発効し、日本も国会の承認を受け、2030年度に温室効果ガスの26%排出削減目標を達成するため、産業廃棄物処理業界においても更なる低炭素化が求められているとの指摘があり、坂本氏から、木材加工後の木くずを最大限利用するための木質バイオマス発電について、岸氏からは、家庭や事業場からの天ぷら油を回収しバイオディーゼル燃料を精製し、ごみ収集車や路線バス用の燃料としての利用などが紹介され、また、大塚氏から、優良産廃業者認定制度の拡大が低炭素化につながるなどの議論が展開されました。



基調講演



パネル討論会

6 事務局だより・情報コーナー

6-① 平成28年度環境大臣表彰及び緑十字賞の受賞について

この度、当協会副会長の井川朗さん（和歌山プレス株式会社代表取締役）が平成28年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰を、中谷幸朝さん（鴻池運輸株式会社和歌山支店）は平成28年度中央労働災害防止協会緑十字賞を受賞されました。我々（一社）和歌山県産業廃棄物協会としても大変な誉れであり、衷心から祝福したいと思います。

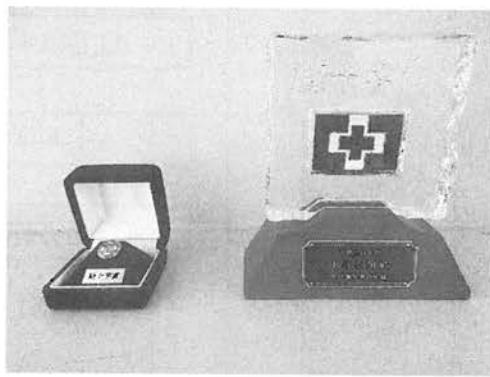
平成28年度環境大臣表彰を受賞！

井川朗さんの受賞は、永年当協会員の役員を務め、その間、収集運搬部会長として、和歌山市内や世界遺産関連地域（高野山、田辺市周辺）を対象とした不法投棄防止巡回パトロール（回収・啓発）事業を推進し、県下の不法投棄防止活動に取り組み、また、平成23年台風12号により被災した日高川町と那智勝浦町では災害現場に赴き処理体制づくりを確立し、災害廃棄物の早期処理に尽力したこと等が認められたものであります。



平成28年度緑十字賞を受賞！

中谷幸朝さんが受賞された緑十字賞は、長年にわたり我が国の産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループ等に対して贈られるものであります。



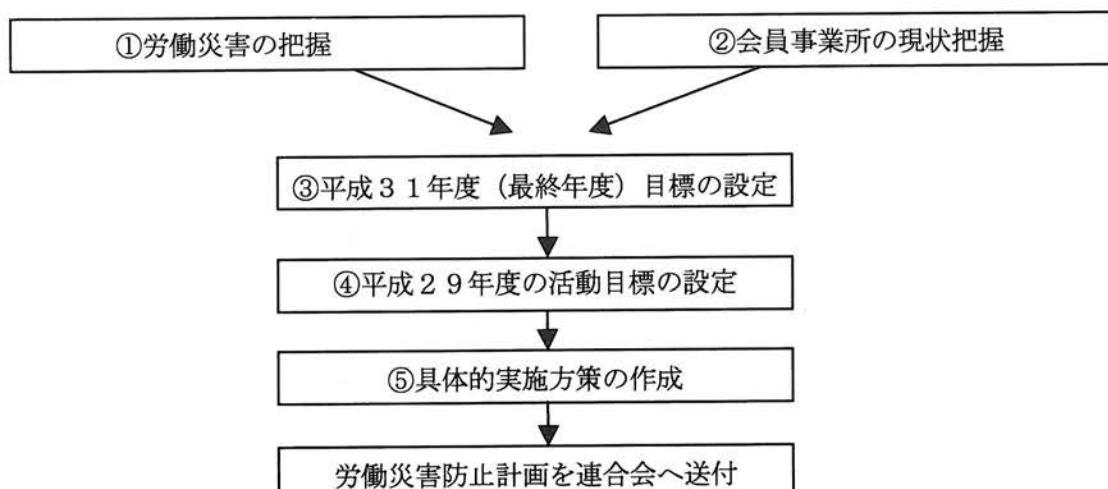
6-② 産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の策定について

公益社団法人全国産業廃棄物連合会では、産業廃棄物処理業界における労働災害防止対策の徹底を図り、労働災害を撲滅するために、平成29年度を実施初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画（3年間）」を策定することとし、具体的な目標として、計画期間中の労働災害による死者数及び休業4日以上の死傷者数をそれぞれ平成24～26年実績平均に比して全ての都道府県において20%以上削減することを設定しています。

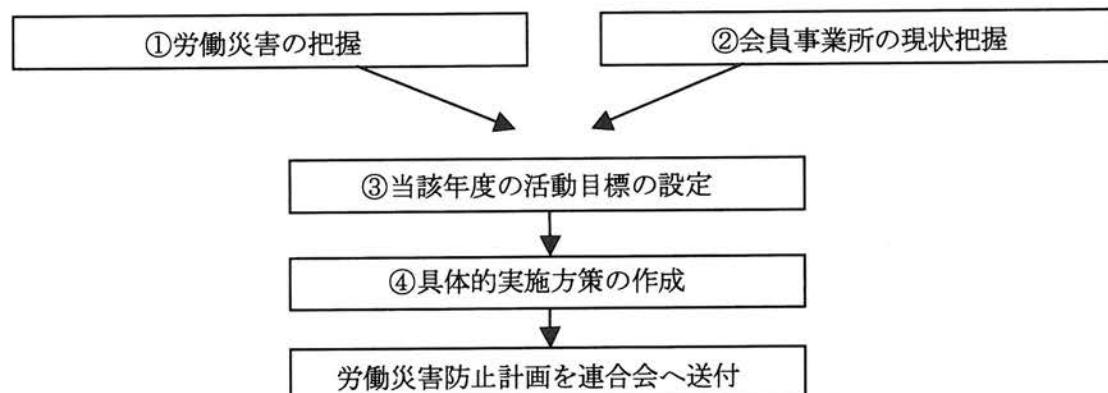
平成28年度は、本計画の準備期間と位置付け、計画実現に向けて業界全体として取り組むための体制を整備することとしており、当協会では労働災害の発生状況及び9月に実施した、安全衛生活動の現状調査の集計結果をもとに、平成29年度の労働災害防止計画（p37～p39掲載）を策定しました。

平成29年度～31年度の計画作成の手順は以下の通りです。

（1）都道府県協会における平成29年度計画の作成手順



（2）都道府県協会における平成30年度・31年度計画の作成手順



(一社)和歌山県産業廃棄物協会における平成29年度労働災害防止計画

1. はじめに

全国産業廃棄物連合会（以下、「連合会」という。）においては平成29年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画（以下、「産廃労働災害防止計画」という。）」を策定し、平成31年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、「産廃労働災害防止計画2はもとより、和歌山県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、当年度の実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2. 平成31年度目標

（1）死亡者数をゼロにする。

（2）休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。（平成24～26年の平均：10人→平成31年：8人以下に）

3. 平成29年活動目標

2. の「平成31年度目標」を達成するために平成29年度における活動目標を次のとおり設定する。

指標		現状値 (平成28年度)	活動目標値 (平成29年度)
1	会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数	69	80
2	協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業数	61	74
3	連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業数	31	42
4	法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業数	49	62
5	協会が実施する安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会及び労働災害事例研修会）の参加人数【重点】	69 (平成27年度)	80 (平成28年度)
6	安全衛生パトロールを実施している会員企業数	41	53
7	ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業数	40	52
8	リスクアセスメントを実施している会員企業数	27	34
9	安全衛生規程を作成している会員企業数【重点】	18	27

4. 平成29年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

3. に示す「平成29年度活動目標」を達成するため、具体的方策を次のとおり設定する。

指標1 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 研修会、会報誌、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
- ② 安全衛生推進委員会において、本調査の推進を図る。

指標2 安全衛生事業の認識を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 会長は、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
- ③ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高めるための研修会（労働災害事例研修会）を開催する。
- ④ 中央労働災害防止協会が作成した年間標語ポスターに協会名を入れて会員企業に配布する。【新規】
- ⑤ 研修会において、安全衛生に係る情報伝達及び情報交換を実施する。
- ⑥ 安全衛生推進委員会において、安全衛生事業の推進を図る。
- ⑦ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。【新規】

指標3 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。

- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
- ② ホームページに連合会安全衛生サイトへのリンクを張る。【新規】
- ③ 総会、理事会等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。【新規】
- ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。【新規】

指標4 安全衛生研修会の参加者増加を図る。

- ① 会報誌、FAXで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて電話による呼びかけを行う。
- ② 会員企業が参加しやすいよう、地域ごとに研修会を開催する。
- ③ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。【新規】
- ④ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。

指標5 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

- ② 労働基準監督署等と連携し、会員企業の中から安全衛生の専門家として選任した安全衛生促進委員が、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」等を参考に、会員企業を対象に相互安全衛生パトロールを行う。
- ③ トップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。

指標6 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。[

- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。【新規】
 - ・厚生労働省職場のあんぜんサイト「災害事例」
 - ・連合会安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
- ③ 研修会において、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。(重複)【新規】
- ④ 会員企業等から「ヒヤリ」または「ハット」した事例の収集を行い、それを広く提供する。

指標7 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。[

- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントのマニュアル及び連合会が作成した講義用のパワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会（リスクアセスメント推進研修会）の継続的な実施を行う。また、導入が遅れがちな会員企業へ呼びかける等、リスクアセスメントの確実な実施を促進する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。（重複）【新規】
 - ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
 - ・連合会 安全衛生サイト

指標8 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。[

- ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ② 連合会が作成した教材を活用し、研修会の継続的な実施を行う。
- ③ 研修会において、連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の使い方を説明する。(重複)【新規】

指標9 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。[

- ① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

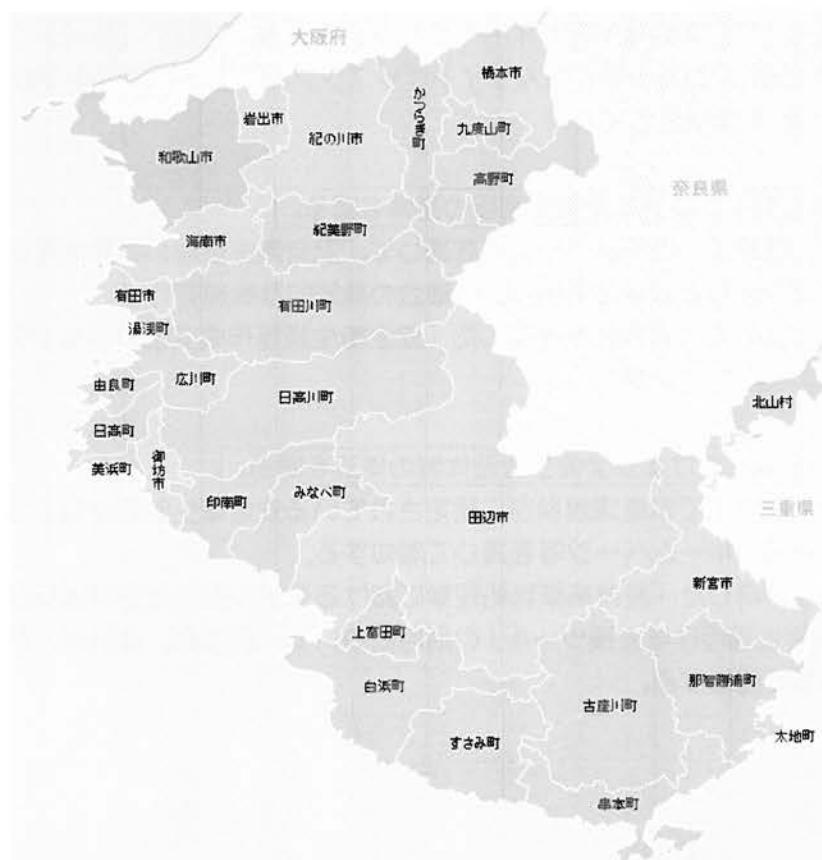
6-③ 災害廃棄物処理に対する取り組み

当協会は、平成23年9月の「紀伊半島大水害」により発生した大量の災害廃棄物の処理を県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」（平成18年7月締結）に基づく協力要請を受け、災害廃棄物処理支援を実施しました。その際の教訓を踏まえ、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するための平時の備えとして、県内の30市町村と当協会の間で、県との協定に基づく覚書の締結を進めています。

◇ 覚書の締結状況

No	市町村名	締結年月日
1	那智勝浦町	平成27年4月1日
2	海南市	平成27年5月11日
3	日高川町	平成27年6月22日
4	日高町	平成27年7月1日
5	紀美野町	平成27年7月1日
6	印南町	平成27年7月10日
7	すさみ町	平成27年8月18日
8	串本町	平成27年8月19日

No	市町村名	締結年月日
9	上富田町	平成27年8月21日
10	古座川町	平成27年8月26日
11	白浜町	平成27年9月8日
12	太地町	平成27年10月1日
13	有田川町	平成27年10月13日
14	有田市	平成27年10月21日
15	新宮市	平成28年11月1日



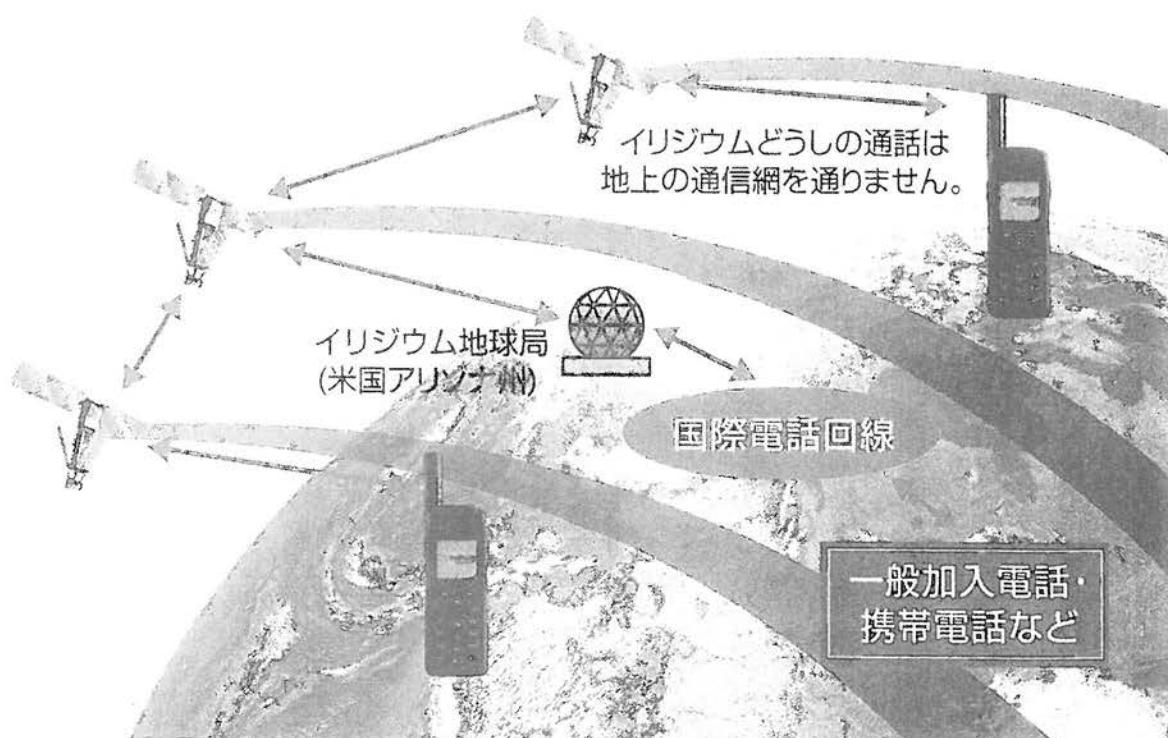
災害発生時の連絡体制の強化

～災害廃棄物処理に向けた衛星携帯電話の整備～

当協会では、平成18年7月に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、また、大規模災害の発生時に迅速な災害廃棄物処理体制の構築を支援するため、知事の指示を受けた災害廃棄物処理支援要員（県職員）と協会会員がチームを組み被災市町村に派遣されることになります。速やかに協力・支援する体制を平時から構築することが求められています。

東日本大震災や平成23年紀伊半島大水害、平成28年熊本地震では、基地局の被災によって、一部の地域では固定電話のみならず携帯電話や防災行政無線も不通となり、被害状況等について把握できない状態が継続しました。今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における事業継続（BC）の取組として、協会の連絡体制を強固にするため、災害の影響を受けない衛星携帯電話を配備することにより、災害廃棄物処理を迅速かつ適正に実施し、早期の復旧・復興につなげてまいります。

事業概要	
機種	KDDI イリジウム9555
台数	7台（会長、協会事務局、各支部長）
運用開始	平成28年12月5日



6-④ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

近畿地区 平成28年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
日 数	2日間	3日間 (※1)	3日間	4日間 (※2)	1日間	2日間	1日間
受講料 (※3)	30,400円	48,300円	46,200円	68,000円	20,000円	25,200円	14,000円
29年 2月	京都：7～8 和歌山：22～23		大阪：1～3		兵庫：3 京都：22 和歌山：24	大阪：22～ 23	兵庫：2 京都：23
3月	大阪：8～9	京都：7～10			大阪：16		大阪：15

注 ※1 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は4日間となります。

※2 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は5日間となります。

※3 平成28年度よりWeb申込みの場合、通常の受講料から500円を差し引いた割引料金となります。

☆受講申込等についての問合先☆

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会	077-521-2550
公益社団法人京都府産業廃棄物協会	075-694-3402
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会	06-6943-4016
一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会	078-381-7464
一般社団法人奈良県産業廃棄物協会	0744-33-8800
一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会	073-435-5600

6-⑤ 許可期限のお知らせ

許可の有効期限にご注意!!

産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請（又は新規許可申請）に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえない。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。
許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○講習会修了証の有効期限は、講習会終了の日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間です。

（都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。）

なお、和歌山県での講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話等でお問い合わせください。
(ホームページでも、講習会日程を確認できます。)

一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>

6-⑥ 会員ニュース

鴻池運輸株式会社のご案内



会社概要

2016.6.17 現在

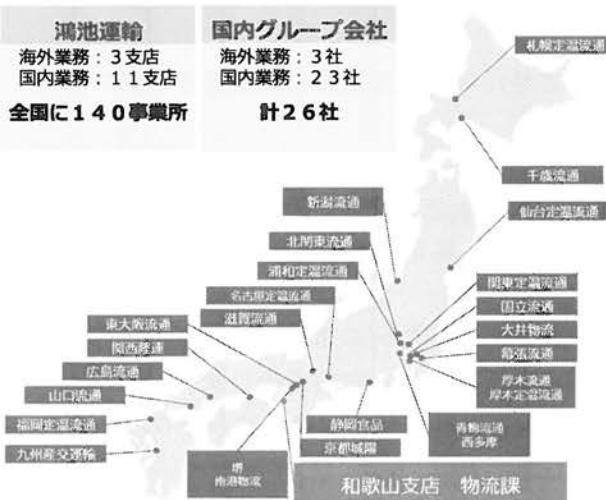
本社所在地	〒541-0044 大阪市中央区伏見町4-3-9
支社所在地	〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-17-1
創業	1880（明治13）年 5月
会社設立	1945（昭和20）年 5月 30日
代表者	代表取締役社長 鴻池 忠彦
資本金	1,692百万円
従業員数	連結:約21,000名／単体:約14,000名
グループ企業	関係会社63社（うち連結子会社39社）

KONOIKEグループ サービスのご案内



KONOIKEグループは、物流という枠にとどまらない、10分野のサービスの組み合わせによる幅広いソリューションを提供しております

国内拠点一覧



和歌山支店のご案内

私たちの強みは、お客様とのより力強いパートナーシップのもと、問題提議から多面的解決、新しいアイデアの提案、そしてお客様に本来の強みを最大限に発揮していただくことです。
私たちが目指しているものは、最上級のプロフェッショナルサービスを提供し、徹底してサポートさせて頂くこと。そして、お客様との対話を大切に、各スタッフが連携し経験と実績に沿ったきめ細かなご提案をさせていただきます。

当社の強み 分析力 提案力 解決力

和歌山支店の直近活動

全日本トラック協会主催

トラックドライバーズコンテスト和歌山県大会へ参加

- ・11トン部門 優勝
- ・トレーラー部門 優勝（全国大会へ出場）

今後も、関係法規の遵守と運転技能の向上を図り交通事故防止に努め、プロドライバーとしての意識の高揚と社会的責務の自覚を持ち安全と安心をお届け出来る企業を目指してまいります。

和歌山支店の作業風景



6-⑦ 新入会員の紹介

正会員

	会社名	代表者名	住 所	電話番号	業の区分	許可番号
1	株エコワーク TANABE	野村 憲司	〒646-0215 田辺市中三栖 178-1	0739- 33-0840	収集運搬業 中間処理業	県 03016160073 県 03026160073
2	株三崎舗道	三崎 澄夫	〒647-0081 新宮市新宮 3425-15	0735- 22-0889	収集運搬業 中間処理業	県 03008015612 県 03028015612

会員数（平成28年11月30日現在）

	正会員数
紀北支部	33
和歌山支部	74
海南・有田支部	32
御坊・田辺支部	48
紀南支部	19
合 計	206

	賛助会員数
合 計	12



6-⑧ 協会への入会の勧誘

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信赖関係の構築に努めています。こうした考え方方に立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要であります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところであります。未だ十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただき、和歌山県の施策である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に寄与し、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員 年額 84,000円 (収集運搬業)

年額 120,000円 (処分業)

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◎入会方法 入会申込書を提出していただくことになっております。

下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会◇◆◇

〒640-8150

和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル3階

T E L : 073-435-5600

F A X : 073-424-5553

U R L : <http://wakayama.sanpai.com>

E-mail : wasanpai@sanpai.com

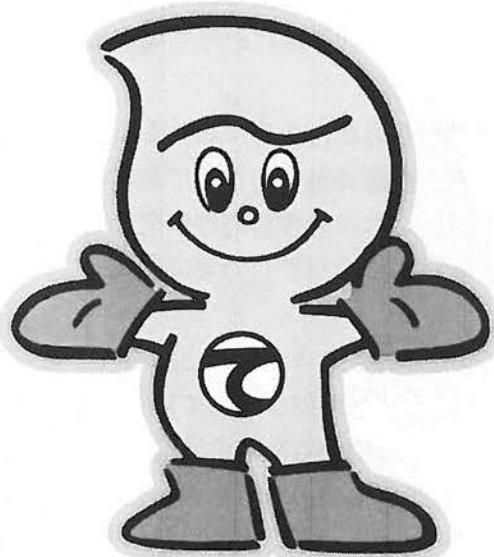
6-⑨ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年の10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の現実を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志103名による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業廃棄物連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないでどうか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしくお願いいたします。

てき丸くんからのお願い！



6-⑩ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について

廃棄物処理業（産業廃棄物処理業を含む）が業種別労働者死傷災害発生率においてトップクラスであることを示す調査があります。被災者にとっては勿論不幸なことであります、事業所にとっても労働損失日数が多いこと等、大きなマイナスとなってしまいます。このため労働災害を少しでも減らすための対策を図ることが企業にとって重要であります。例えば労働災害防止対策として以下の対策が考えられます。

[労働災害防止対策]

1 共通事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (8) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく措置の徹底及び長時間労働者への医師による面接指導制度の確立及び徹底

2 廃棄物処理業（一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業）

- (1) 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生管理規程」を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (2) 処理施設内における爆発、火災等の防止対策の徹底
- (3) 機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- (4) 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底
- (5) 廃棄物処理作業における保護めがね、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- (6) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- (7) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- (8) 廃P C Bの無害化処理作業におけるP C Bばく露防止対策の徹底
- (9) 夏季の熱中症予防対策の徹底

こういった労働安全衛生対策を職場内で話し合い、また、職場の特性にあった対策を立て従業員全体でその内容を理解した上で取り組む必要があります。

職場内での作業中や自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことがあるはずです。その体験と職場内での取り組み等について次ページの「ヒヤリ・ハット」体験事例として、協会にお寄せください。頂いた「ヒヤリ・ハット」体験事例については、会報の8月号に掲載致します。また、会員相互がこの体験情報を共有し、対策を講じて頂き、事故を未然に防いで行きたいと考えています。

「ヒヤリ・ハット」体験事例

職場内での作業中のみならず、自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことはありませんか？

その体験を協会にお寄せください。会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいきたいと考えています。体験内容等については、具体的にご記入ください。

※「分類」及び「事故の型」については、該当する箇所を○で囲んでください。

- 1 分 類 (1) 収集運搬(収集運搬車両運転中を含む) (2) 中間処理 (3) 最終処分
2 事故の型 (1) はさまれ (2) 巻き込まれ (3) 墜落 (4) 転落 (5) 転倒 (6) 爆発 (7) 火災 (8) 衝突
(9) その他 ()

会社名							
担当者名							
住所	〒						
連絡先	TEL	—	—				
	FAX	—	—				
いつ	平成 年 月 日	(時 分頃)					
どこで(発生場所)							
何をしているとき(発生時作業内容)							
何がどうした・どうなった(要因と結果)							
改善すべき事項(個人的・社内的)							
改善した結果(効果)							

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 TEL 073-435-5600 FAX 073-424-5553

7

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の平成28年主要事業・行事

月	日	主催・事業・行事	場 所	内 容
1	12	全産連:近畿地域協議会	京都府	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
1	15	全産連:理事会	明治記念館	全国産業廃棄物連合会 第27回理事会
1	15	全産連	明治記念館	新年賀詞交歓会
1	15	全産連:政治連盟	明治記念館	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第39回理事会
1	20	和産廃:支部研修会	Big・U	御坊・田辺支部研修会
1	21	和産廃:支部研修会	新宮商工会議所	紀南支部研修会
1	22	近畿ブロック:青年部	奈良市	近畿ブロック賀詞交歓会
1	26	和産廃:支部研修会	プラザホーブ	和歌山支部、有田・海南支部研修会
1	27	和産廃:支部研修会	粉河ふるさとセンター	紀北支部研修会
1	29	全産連:責任者会議	東京都	平成27年度 第2回全国正会員事務局責任者会議
2	2	和産廃:政治連盟	協会会議室	平成28年 和歌山県地区政治連盟 第1回理事会
2	2	和産廃:会議	協会会議室	第2回法人化30周年記念大会準備委員会
2	5	和産廃:青年部	協会会議室	平成27年度 第6回役員会
2	8	国土交通省近畿地方整備局	大阪市	近畿建設リサイクル意見交換会
2	12	全産連:近畿地域協議会	大阪市	第13回再生碎石利用促進検討会議
2	16	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成27年度 第4回常任理事会
2	16	和産廃:理事会	協会会議室	平成27年度 第4回理事会
2	18	和産廃:県外視察研修 (~2/19)	兵庫県姫路市	新日本開発㈱、㈱姫路環境開発
2	22	和産廃:政治連盟	協会会議室	第7回和歌山県地区政治連盟通常総会
2	24	日廃振センター:講習会	プラザホーブ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新:収運課程)
2	25	日廃振センター:講習会 (~2/26)	プラザホーブ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規:収運課程)
2	26	全産連:会議	神戸市	平成27年度 全国正会員会長・理事長会議
2	26	全産連:政治連盟	神戸市	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第14回代議員会
2	29	国土交通省近畿地方整備局	大阪市	近畿建設リサイクル表彰式
3	4	全産連:青年部	仙台市	スプリングカンファレンス2016
3	8	全産連:理事会	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 第28回理事会
3	8	全産連:会議	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 正副会長会議
3	11	和産廃:安全衛生研修会	プラザホーブ	労働災害事例研修会(紀北)
3	14	和産廃:安全衛生研修会	上富田文化会館	労働災害事例研修会(紀南)
3	16	近畿ブロック:青年部	兵庫県	平成27年度 青年部近畿ブロック第6回幹事会
4	8	全産連:研修	東京都	全国産業廃棄物連合会 講師研修会
4	8	和産廃:青年部役員会	御坊市	平成28年度 第1回役員会
4	15	和産廃:会議	協会会議室	役員選考委員会
4	19	全産連:会議	東京都	全国産業廃棄物連合会 表彰選考委員会
4	25	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成28年度 第1回常任理事会
4	25	和産廃:理事会	協会会議室	平成28年度 第1回理事会・会計監査
4	27	全産連:安全衛生委員会	東京都	全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員会
5	11	全産連:近畿地域協議会	大阪市	第14回再生碎石利用促進検討会議
5	12	近畿ブロック:青年部	兵庫県	平成28年度 青年部近畿ブロック第1回幹事会
5	18	和産廃:ゴルフコンペ	朝日ゴルフ	第21回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ)
5	24	全産連:政治連盟	東京都	全国産業廃棄物連合会政治連盟 議員連盟懇談会
5	24	全産連:理事会	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 第29回理事会
5	24	全産連:理事会	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 正副会長会議
6	1	和産廃:総会	ダイワロイネットホテル和歌山	第4回通常総会
6	1	和産廃:青年部	ダイワロイネットホテル和歌山	第4回青年部会総会
6	1	和産廃:青年部役員会	ダイワロイネットホテル和歌山	第2回役員会
6	8	和産廃:巡回パトロール	和歌山市	不法投棄防止巡回パトロール(和歌山市内)
6	16	近畿ブロック:青年部	京都市	平成28年度 青年部近畿ブロック総会

月	日	主催・事業・行事	場 所	内 容
6	16	近畿ブロック:青年部	京都市	平成28年度 青年部近畿ブロック 第2回幹事会
6	17	全産連:総会	明治記念館	第6回定時総会
6	17	全産連:政治連盟	明治記念館	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第40回理事会
6	22	和産廃:海上パトロール	紀北・中紀地域沿岸	平成28年度 第1回不法投棄防止海上パトロール
6	25	和産廃:政治連盟	ダイワロイネットホテル和歌山	鶴保庸介氏を励ます会
6	26	和産廃:クリーンアップキャンペーン	和歌山市・田辺市	第19回クリーンアップキャンペーン(浜の宮、天神崎海岸の清掃奉仕活動)
7	1	和産廃:研修会	プラザホープ	産業廃棄物処理実務者研修会
7	1	全産連:青年部	東京都	青年部協議会 第17回通常総会
7	8	全産連:近畿地域協議会	兵庫県	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
7	11	全産連:安全衛生委員会	東京都	全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員会
7	12	全産連:理事会	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 第30回理事会
7	15	和産廃:研修会	ピッグ愛	食品廃棄物等適正処理推進研修会
7	19	和産廃:安全衛生会議	協会会議室	安全衛生推進会議
7	27	日廃振センター:講習会 (~8/28)	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規:収運課程)
7	29	全産連:責任者会議	東京都	平成28年度 第1回全国正会員事務局責任者会議
8	5	和産廃:青年部役員会	串本町	平成28年度 第3回役員会
8	19	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成28年度 第2回常任理事会
8	19	和産廃:理事会	協会会議室	平成28年度 第2回理事会
8	25	和産廃:会議	協会会議室	行政懇話会
8	25	近畿ブロック:青年部	大阪府	平成28年度 青年部近畿ブロック 第3回幹事会
9	5	和産廃:巡回パトロール	高野町周辺	不法投棄防止巡回パトロール(高野町周辺)
9	9	和産廃:会議	協会会議室	建設廃棄物部会
9	15	日廃振センター:講習会	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新:収運課程)
9	16	日廃振センター:講習会	プラザホープ	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会
9	21	和産廃:巡回パトロール	田辺市周辺	不法投棄防止巡回パトロール(田辺市周辺)
9	30	日廃振センター:講習会	和歌山商工会議所	電子マニフェスト操作体験セミナー
10	4	和産廃:安全衛生研修会	プラザホープ	リスクアセスメント推進研修会
10	12	全産連:理事会	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 第31回理事会
10	12	全産連:政治連盟	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第41回理事会
10	14	全産連:近畿地域協議会	大阪府	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
10	18	和産廃:会議	協会会議室	第3回法人化30周年記念大会準備委員会
10	19	和産廃:海上パトロール	紀北・中紀地域沿岸	平成28年度 第2回不法投棄防止海上パトロール
10	20	和産廃:ゴルフコンペ	朝日ゴルフ	第22回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ)
10	21	全産連:研修会	東京都	全国産業廃棄物連合会 正会員事業研修会
10	27	和産廃:青年部役員会	橋本市	平成28年度 第4回役員会
10	30	近畿ブロック:青年部	姫路市	近畿ブロック社会貢献事業
11	2	和産廃:安全パトロール	紀北支部	相互安全衛生パトロール(紀北)
11	8	和産廃:安全パトロール	紀南支部	相互安全衛生パトロール(紀南)
11	10	全産連:青年部	岡山市	第7回カンファレンス
11	11	全産連:全国大会	岡山市	第15回産業廃棄物と環境を考える全国大会
11	18	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成28年度 第3回常任理事会
11	18	和産廃:理事会	会議室	平成28年度 第3回理事会
11	22	和産廃:研修会	プラザホープ	平成28年度 災害廃棄物処理研修会
12	2	中消防:会議	東京都	サービス業等7団体との情報交換会

8

編集後記

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、協会運営に多大のご協力、ご支援を頂き誠にありがとうございました。

昨年を振り返りますと、年明け早々1月に発覚した廃棄食品の転売事件と4月に発生した熊本地震（4月14日～）の記憶が大きく残っています。また、7月の参議院選挙（7月10日）に続く、前知事の辞職に伴う東京都知事選挙（7月31日）では、初めての女性都知事として小池百合子氏が当選し、東京都また都議会における様々な問題が明るみになり、2020年の東京オリンピックを控え、東京都民でなくとも今後の行方が気になるところです。

当協会は、今年で設立30年を迎えることになりました。30年前の社会状況を改めて調べてみると、先ず、1985年9月のプラザ合意により円高が急激に進み、輸出を主とする製造業は大きな影響を受けますが、株式と土地の暴騰が始まり、1990年台前半までは、バブル景気といわれ、協会が設立された当時は、バブル景気の真最中であったことになります。廃棄物関係では、1970年代の高度経済成長期の後、バブル経済による消費増大や生産活動の一段の拡大により、廃棄物排出量が増加し続け最終処分場の不足と容量の逼迫という状況になりました。また、廃棄物処理法により、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあると定められましたが、適正な費用負担をしない排出事業者が現れ、その結果、不法投棄等の不適正処理が横行するという事態に陥り、国民の間に産業廃棄物や処理施設に対する不信感が生じることになりました。このような状況を改善するため、それぞれの産業廃棄物処理業者が法令を順守するだけでなく、住民から信頼され、社会に貢献できるような業界団体を目指して協会が設立されたものと思います。

最後になりましたが会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げるとともに、今後とも協会の運営にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

わかやまさんぱい VOL. 37

平成29年1月

発行人 武田全弘
企画・編集 井本滋之
発行所 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会
〒640-8150
和歌山市十三番丁30番地
酒直ビル3階
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>
E-mail wasanpai@sanpai.com
印 刷 和歌山県海南市築地6-24
有限会社かさい
TEL 073-482-1647